## 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公 職 選挙 法 の — 部を改正する法律案 (衆第四号)(衆議 院 提 出) 要旨

本法 律 案 は、 地 方 公共団 体 の 長 の 選 挙に お l١ て、 候 補者 の 政 策 等を 有 権 者が 知 る機会を拡 充するため、 候

補 者 が 選 挙 運 動 の た め のビラを頒 布 できるようにするも の で あ ı) そ の 主 な 内容 は 次 の ۲ お りで あ る。

一、地方公共団体の長の選挙におけるビラ頒布

1

1

地 方 公共 4 体 の 長 の 選 挙に お しし て、 選 学 運 動 の た め に 使 用 する 次のビラを頒 布 で きるも のとする。

都 道 府 県 知 事 選 挙 に あっ て は、 候 補 者 人につい て、 選 挙 管 理 委員 会に 届 け 出 た 二 種 類 以 内 のビラ

十万: 枚 当 該 都 道 府 県 の 衆 議 院 小 選 学 区 の 数が一を超える場合には、 その一を増すごとに、一万五千

枚を十万枚に加えた数とし、その上限は三十万枚とする。)

指 定 都 市 の 長 の 選 挙にあっ ては、 候補者一人について、 選挙 管理委員会に届け出た二種類以内のビ

ラ 七万枚

八 指定 都 市 以 外の市長選挙にあっ ては、 候補者一人について、 選挙管理委員会に届け出た二種類 以内

のビラ 一万六千枚

町村長選挙にあっては、 候補者一人について、 選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五 千

枚

2 都道府県知事選挙については都道府県は、 市長選挙については市は、 それぞれ、 条例で定めるところ

により、 1のイから八までのビラの作成を無料とすることができる。

二、施行期日

この法律は、平成十九年三月二十二日から施行する。